

中野区建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定について

1 策定の目的

区は、「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、環境施策の取組の方向性等を示した「中野区脱炭素ロードマップ」を令和6年6月に作成した。当該ロードマップでは、二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向けた区の取組方針として「エネルギーの効率的利用の推進」を示している。

本方針に基づき、建物単位で再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）への転換を促進するための取組として、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」（以下「建築物省エネ法」という。）による「中野区建築物再生可能エネルギー利用促進計画」（以下「促進計画」という。）を策定していく。

また、あわせて、促進計画で定める「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」（以下「促進区域」という。）を中野区全域に設定し、住宅等の建築物における再エネ利用の取組を推進させる。

2 促進計画に定める事項（案）

- ① 促進区域の位置及び区域 ⇒ 区内全域
- ② 再エネ利用設備の種類 ⇒ 太陽光発電設備・太陽熱利用設備
- ③ 再エネ利用設備を設ける場合の特例適用要件
⇒ 建築物の高さ制限等を緩和するための要件

3 促進計画の策定により促進区域内で適用される措置

促進計画に上記事項（2①～③）を定めることで、建築物への再エネ利用設備の設置に関して、下記の措置を適用することが可能となる。

（1）自治体の努力義務（建築主等への支援）

計画を作成する自治体は、促進区域内の建築物の建築主等に対して、情報提供、助言その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

（2）建築主に対する努力義務（再エネ利用設備の設置）

促進区域内の建築物の建築等を行おうとする建築主は、再エネ利用設備を設置するよう努めなければならない。

(3) 再エネ利用設備に係る建築士による説明義務

促進区域内において条例で定める用途・規模の建築物について設計の委託を受けた建築士は、建築物へ設置することができる再エネ利用設備について、建築主に説明をしなければならない。

促進計画の策定とあわせて、建築士が建築主に説明を要する建築物の用途及び規模を定めた条例（以下「条例」という。）を制定する。

(4) 建築基準法の特例許可

再エネ利用設備の設置により、容積率制限、建ぺい率制限又は高さ制限を超える場合でも、特例許可適用要件を満たしていれば建築基準法の特例の対象となり許可することができるため、その制限を超えることが可能となる。

4 今後の予定

令和7年	10月	促進計画（素案）及び条例(考え方)の報告
	11月	意見交換会等の実施
令和8年	1月	意見交換会結果報告、促進計画（案）及び条例(案)の報告
	2月	パブリック・コメント手続き
	3月	パブリック・コメント結果報告及び促進計画の策定
	6月	条例案の提出